



札幌市告示第1377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和2年3月18日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定管理者の名称  
札幌市中央区北1条東1丁目6番地16  
公益財団法人札幌市公園緑化協会  
理事長 長澤 徹明
- 2 管理を行う施設の名称及び位置  
名称 札幌市豊平川さけ科学館  
位置 札幌市南区真駒内公園
- 3 管理を行う期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 施設の維持及び管理に関する業務
  - (2) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
  - (3) 上記(1)及び(2)に付随する業務